

幼児教育・保育の無償化 完全給食については

答弁 II 時間と作業の面から

現状では難しい



池田町長

給食費（副食）について
は実費徴収となっている。
町において保護者負担となる
のは1か月4200円である。

国の制度改正により、先行
して行っている町単独の保
育料減免に係る財政的負担

が減るものと考えており、
その財源を給食費の無償化
など、さらなる子育て支援



保育園の給食

策に充当する。

完全給食については3歳
児以上は主食を持参してお
り、ご飯を園で炊くとなる
と大規模園では時間と作業
の面から現状では難しい。

る。学校では保護者にチラ
シを配布して、保険への加
入を勧めている。自転車保
険義務化は保護者の経済的
負担になるので、慎重な
検討が必要である。

ヘルメットの補助の活用
状況は、平成30年度の11件
に対し令和元年6月5日
現在16件となっている。

ヘルメットの補助の活用
和元年度、多機能型防災備
蓄倉庫を建設予定で、災害
物資の管理の徹底がさらに
図られる。

震車を使っての揺れ体験や
煙脱出体験を通して、災害
時の行動についての学習を
行っている。

防災教育

訓練や健康まつりなどのイ
ベント参加者への配布など
の活用をしている。

飲料水については生活水
として活用が可能なので、
廃棄せず備蓄している。今

南海トラフ地震に備え
ペットの避難所への
受け入れ・防災教育は

南海トラフ地震に備え
ペットの避難所への
受け入れ・防災教育は

南海トラフ地震に備え
ペットの避難所への受け
入れはどうなっているか。

町において災害備蓄食は
どれくらいあり、賞味期限
がせまるものはどのように

町において災害備蓄食は
どれくらいあり、賞味期限
がせまるものはどのように

活用しているか。

ペットの避難所での受け
入れはどうなっているか。

町において小・中学校の
防災教育はどのように行われ
れているか。

町において災害備蓄食は
どれくらいあり、賞味期限
がせまるものはどのように

活用しているか。

ペットの避難所での受け
入れはどうなっているか。

町において小・中学校の
防災教育はどのように行われ
れているか。

環境省では平成30年3月
に「人とペットの災害対策
ガイドライン」を発行し、
飼い主責任による同行避難
を前提とした支援体制や放
浪動物などの救護体制の準
備を推進している。

町でも「避難所運営マ
ニュアル」作成にあたって
被災ペットの受け入れを奨
励している。

藤岡
教育長

町における小中学生の自
転車事故件数は平成30年度
(小学生3件・中学生4
件)。自転車保険について
は、本人のけがに対する補
償のみならず賠償保障もあ
る考え方。

土居
総務課長

現在、町で保管している
備蓄食料はアルファ米(五
目ご飯・わかめご飯、ドラ
イカレーなど)約1万食。

環境省では平成30年3月
に「人とペットの災害対策
ガイドライン」を発行し、
飼い主責任による同行避難
を前提とした支援体制や放
浪動物などの救護体制の準
備を推進している。

町でも「避難所運営マ
ニュアル」作成にあたって
被災ペットの受け入れを奨
励している。

西村
環境課長

環境省では平成30年3月
に「人とペットの災害対策
ガイドライン」を発行し、
飼い主責任による同行避難
を前提とした支援体制や放
浪動物などの救護体制の準
備を推進している。

町でも「避難所運営マ
ニュアル」作成にあたって
被災ペットの受け入れを奨
励している。

10月からスタート
となる。この給食費
に対し、働くお
母さんの支援策と
して、また、子ど
もを産み育てやす
い環境の一環とし
て、幼稚園・保育
園・認定こども園
の完全給食と無償
化を望むが、町長
の考え方。

環境省では平成30年3月
に「人とペットの災害対策
ガイドライン」を発行し、
飼い主責任による同行避難
を前提とした支援体制や放
浪動物などの救護体制の準
備を推進している。

環境省では平成30年3月
に「人とペットの災害対策
ガイドライン」を発行し、
飼い主責任による同行避難
を前提とした支援体制や放
浪動物などの救護体制の準
備を推進している。

環境省では平成30年3月
に「人とペットの災害対策
ガイドライン」を発行し、
飼い主責任による同行避難
を前提とした支援体制や放
浪動物などの救護体制の準
備を推進している。